

施行 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 6 月 26 日

改正 平成 28 年 6 月 21 日

一般社団法人電気通信共済会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人電気通信共済会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、電気通信サービス利用者及び電気通信事業関係者の便益の増進を図り、併せて日本電信電話株式会社グループの役員、社員、退職者及びその家族と遺族の福利厚生を増進し、もって情報通信事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 日本電信電話株式会社グループの役員及び社員等の退職、死亡及び災害等に対する年金給付等相互扶助部等に関する事業

(2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、国内及び海外において行うものとする。

第 2 章 会員及び社員

(構成員)

第 5 条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 個人会員 イ エヌ・ティ・ティ企業年金基金に加入している会社及びそれに準ずるものとして理事会が別に定める会社若しくは団体の役員及び従業員で、この法人が行う年金給付事業の給付を受けることを目的に入会した者。

ロ 前イの者が会社若しくは団体の退職等により、この法人からの年金受給の権利を有する者。

(2) 法人会員 エヌ・ティ・ティ企業年金基金に加入している会社及びそれに準ずるものとして理事会が別に定める会社若しくは団体で、この法人の目的に賛同して入会した者。

2 この法人は、個人会員及び法人会員の中から選出された者をもって一般社団法人及び一般財

団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とし、その定数は、個人会員の中から 200 名、法人会員の中から 20 法人とする。

- 3 社員を選出するため、個人会員及び法人会員による社員選挙を行う。社員選挙は、社員候補者の信任を問う方法により行うこととし、社員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 社員は、個人会員及び法人会員の中から選ばれることを要する。個人会員及び法人会員は、前項の社員選挙に立候補することができる。
- 5 第 3 項の社員選挙において、個人会員及び法人会員は他の個人会員及び法人会員と等しく社員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、社員を選出することはできない。ただし、個人会員としての理事は個人会員としての権利義務を行使することができる。
- 6 社員の選出は、2 年に 1 度実施することとし、社員の任期は、選出の 2 年後に実施される社員選挙の終了の時までとし、再任を妨げない。また、社員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない。ただし、当該社員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しない。
- 7 社員の欠員措置については、理事会で定めるところにより、会員による補欠選挙を行う。この場合、補欠の社員の任期は前任者の残任期間とする。
- 8 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 9 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

（入会手続）

- 第 6 条 この法人の個人会員として入会しようとする者は、会長に入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。
- 2 この法人の法人会員として入会しようとする会社若しくは団体は、会長に入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。また、法人会員は、当該法人の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する者 1 名を定め、会長に届出なければならない。
 - 3 会長は、前 2 項によりこの法人に入会した者について、理事会に報告するものとする。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡、又は会員である法人又は団体が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

(任意退会)

第8条 会員は、この法人所定の退会届を会長あて提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としての重要な義務に違反したとき。
- (4) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により除名が決議されたときは、当該会員にその旨を通知しなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、会員資格を喪失したときに未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 社員たる個人会員及び法人会員が、前3条の規定により、個人会員又は法人会員たる資格を喪失したときは、社員たる地位を喪失する。

第3章 社員総会

(種類)

第11条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員及び会計監査人の選任及び解任
- (3) 役員の報酬等の総額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 合併又は解散
- (7) 残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から会議の目的たる事項及び招集の理由を示した書面をもって招集の請求があったとき。

（招集）

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催日の1週間前までに社員に通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 前条第2号に該当する場合は、請求があった日から6週間以内に招集しなければならない。

（定足数）

第16条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（議決権）

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（決議）

第18条 社員総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併又は解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理及び書面決議)

第19条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は社員総会ごとに、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、当該社員は、議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。

3 前2項の場合における第16条及び第18条の適用については、当該社員は、社員総会に出席したものとみなす。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、副会長若しくはあらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれに当たる。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び当該社員総会の出席理事全員が、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会運営規程)

第22条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規程による。

第4章 役員等

(役員等)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また、1名を副会長とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

4 代表理事以外の理事のうち、3名以内を法人法上の業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とすることができる。

5 この法人に、会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第24条 役員及び会計監査人は、社員総会において選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 業務執行理事は、この定款及び理事会において定めるところにより、その業務を分担執行する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること及び各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)等並びに事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、会計帳簿又はこれらに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（役員及び会計監査人の任期）

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員として選任された理事任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の場合においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第29条 役員及び会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第30条 役員には、その職務の対価として報酬を支給することができる。その報酬の額は、理事については、社員総会において定める理事報酬総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額とし、監事については、社員総会において定める監事報酬総額の範囲内で、監事の協議により別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て理事会において定める。

（責任の免除又は限定）

第31条 この法人は、役員又は会計監査人の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等又は会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令で

定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 会長及び副会長の選定及び解職
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、毎事業年度4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第5号により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び第4号後段により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長若しくはあらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

3 前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、

開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長若しくはあらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第6章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、所要の職員を置く。

2 重要な職員は理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

3 事務局の組織、運営及び職員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第46条 この法人は、社員総会の決議によって、他の法人法上の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第47条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第48条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の処分)

第49条 この法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

- 第51条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
代表理事 坂本隆司
- 4 この法人の最初の会計監査人は、次に掲げる者とする。
有限責任あずさ監査法人
- 5 特例民法法人のときの個人会員及び法人会員の要件を満たす者は、第6条に定める入会手続を要することなく、この法人の最初の会員としての資格を有することとする。
- 6 この法人の最初の社員は、あらかじめ第5条と同じ方法で行う社員選挙において選出された者とする。
- 7 特例民法法人のときの規約、規程、規則等は、法令及びこの定款の規定に反しない限り、この法人の規約、規程、規則等として引継ぐものとし、法人格の表記及び「理事長」とあるのは「会長」と、「副理事長」とあるのは「副会長」と読替えるものとする。

附則

- 1 本定款の一部改正は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

- 1 本定款の一部改正は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。